

旧試験制度合格者各位

令和4年10月1日
一般財団法人総合福祉研究会
検定試験運営委員会
委員長 岡 庄吾

第17回試験まで実施の旧試験制度における合格者の新試験制度での取扱いは当面の間、以下のとおりとする。

- (1) 旧試験制度の「上級簿記」の単科合格者の取扱い
旧試験制度の「上級簿記」の単科合格者は、新試験制度の「会計1級」と同等レベルと見做す。
- (2) 旧試験制度の「財務管理」の単科合格者の取扱い
旧試験制度の「財務管理」の単科合格者は、新試験制度の「経営管理の財務管理部分」と同等レベルと見做し、追加的に以下の2条件のいずれかを満たした場合には新試験制度の「経営管理」合格者と見做す。
 - ① 新試験制度の「入門」試験に合格した者
 - ② 当会指定のガバナンス関係の研修を3単位受講し、研修レポートを提出した者
- (3) 旧試験制度の「上級合格者」（上級簿記と財務管理の2科目合格者）の取扱い
 - ① 旧試験制度の「上級簿記」合格者は、新試験制度の「会計1級」と同等レベルと見做す。
 - ② 旧試験制度の「財務管理」合格者は、新試験制度の「経営管理の財務管理部分」と同等レベルと見做す。
 - ③ 新試験制度の「経営管理のガバナンス部分」に関しては、追加的に上記(2)の条件と同じとする。
- (4) 旧試験制度の「中級簿記」合格者の取扱い
旧試験制度の「中級簿記」合格者は、新試験制度の「会計2級」と同等レベルと見做す。
- (5) 旧試験制度の「初級簿記」合格者の取扱い
旧試験制度の「初級簿記」合格者は、新試験制度の「会計3級」は同等レベルと見做す。

(注) 単位の計算は、1時間を1単位とし、1時間未満の端数が生じた場合は、45分以上は切り上げ、45分未満は切り捨てにて計算します。